

砥部町教育寮トベリエ 寮則

令和7年1月7日制定
令和8年1月8日一部改正

1 寮則概要

この寮則は、松山南高等学校砥部分校教育寮管理運営規則第4条の規定に基づき、施設管理の徹底、円滑な運営に関し必要な事項を定める。

2 寮生活の基本方針

教育寮は、県外からの入学生や通学が著しく困難と認められる生徒が、親元等を離れて生活する居住スペースであり、一定の規則のもと、寮生自身が責任をもって生活することを基本方針とする。

ただし、他の寮生との共同生活を営む場所でもあり、他者に迷惑をかけないように自ら注意し、管理人その他職員（以下「寮職員」という。）の指示に従いながら、自立性・社会性を養うとともに、地域住民とのふれあいを大切にし、地域の一員であることの自覚をもって、地域住民と共生し、地域の発展・創生の一翼を担うことを目指すものとする。

3 入寮要件

入寮者は、県外からの入学生及び遠隔地のため通学が困難な生徒を基本とし、次の努力目標を満たす者とする。

- (1) 自己管理、健康管理に留意し、規則正しい寮生活を送ることを通じて、心身ともに健康な生活をする意思がある者
- (2) 個人に任せられた清掃、整理整頓に努め、共同生活に必要な清潔で美しい寮環境をつくることに努力できる者
- (3) 寮生同士の親睦を図り、家庭的やすらぎのある寮環境をつくることに努力できる者
- (4) 地域の一員であることの自覚をもって、地域活動に積極的に参加できる者

4 寮の運営休止期間

寮の運営休止期間は基本的に次の期間とする。具体的な日程については、毎年度別途通知するものとする。

- (1) 夏季休止期間：お盆休みの期間（1週間程度）
- (2) 冬季休止期間：年末年始
- (3) その他町長が必要と認める期間

5 寮の食事

寮生の食事は、寮内の厨房施設で調理した食事を提供する。ただし、提供する食事は、寮の運営期間中の平日の朝食と夕食のみとし、昼食及び土曜日、日曜日、祝日は提供しないものとする。

6 寮費

寮費は、次のとおりとする。

- (1) 月額 58,000 円とする。
- (2) 寮費には、寮の食事代及び光熱水費を含むものとする。
- (3) 寮費は、寮の運営日数や食事の回数等に関わらず、毎月同額とする。
- (4) 寮費の日割り計算及び還付は、原則行わないものとする。
- (5) 卒業式の日に合わせて退寮する場合に限り、当該月の寮費は徴収しないものとする。
- (6) 寮費は、毎月末日までに当月分を町が指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は自己負担とする。

7 退寮

次の事項に該当する寮生には、年度途中であっても退寮を命じることがある。

- (1) 寮内において窃盗又は無断借用を行なったとき。
- (2) 寮内への持ち込みが禁止されている危険物や違法薬物の所持が発覚したとき。
- (3) 異性の居室への侵入や覗き行為など不当な行為を行なったとき。
- (4) 寮職員や他の寮生に対して暴力行為を行なったとき。
- (5) 故意に寮内の施設、設備又は備品を破損させたとき。
- (6) 無断外泊若しくは虚偽による外泊を行なったとき。
- (7) 寮内での飲酒や喫煙が発覚したとき。
- (8) 寮職員による複数回の指導にも関わらず、改善の見込みがないと判断したとき。
- (9) 寮則その他規則に違反し、寮生活において他者に対して迷惑を生じさせたとき。
- (10) 寮費を滞納したとき。
- (11) 卒業後、3月1日から3月20日までの期間に退寮しないとき。
- (12) 上記以外にも寮内で生活させることができないと認められたとき。

8 病気等の対応

寮生の病気等への対応については、原則次のとおりとする。

- (1) 受診が必要な場合は、寮職員又は学校から保護者に連絡する。ただし、状況に応じて寮職員の判断で急ぎ受診させことがある。
- (2) 受診は、寮生が安全に自分で移動できるようであれば、自力で病院へ行くことを促すこととする。夜間や自力での移動が危険な場合などは、寮職員が状況に応じ、車やタクシー、救急車等を手配し病院まで送ることとする。
- (3) 伝染病と診断された場合や、寮での療養が困難な状態においては、寮、学校、保護者、医療機関等で協議の上、対応を決定するものとする。

9 事故等の対応

寮内で発生した事故等の対応については、次のとおりとする。

- (1) 寮の設備等の不備が原因により、発生した事故については、通院等適切な対応を行い、町が加入している保険で対応する。
- (2) 喧嘩など個人間でのトラブルや居室内で発生した町に故意又は過失の無い自己責任による事件・事故については、通院等の適切な対応を行うが、町は一切責任を負わない。

10 禁止事項

- (1) 寮生以外の者が宿泊棟に入りすること。
- (2) 寮生が他の寮生の居室に入りすること。
- (3) 寮職員に連絡をせず、門限を過ぎること。
- (4) 門限後に寮職員に無断で外出すること。
- (5) 鍵を無断で複製すること。
- (6) 寮内でペットを飼うこと。
- (7) 異性の区分けスペースに立ち入ること。
- (8) 寮生間の金銭、物品、衣服等の貸借・交換・譲渡等をすること。
- (9) 寮生の居室に、禁止されている電気製品等を持ち込むこと。
- (10) 寮生の居室に、火を使用する器具を持ち込むこと。
- (11) 寮内の風紀を乱す物品、図書、絵画、画像、動画等を寮内に持ち込むこと。

11 注意喚起

- (1) 寮生の居室の施錠は各自の責任において実施し、鍵の管理には十分に注意すること。
- (2) 金銭や貴重品の管理に注意し、多額の現金等を寮内に置かないこと。
- (3) 電気、水道等は節度をもって使用すること。

- (4) 寄生は、地域の模範となるよう心掛けること。
- (5) 携帯電話での通話は、原則として各自の寄生の居室で行うこと。
- (6) 寄生以外の知人等を宿泊棟に呼ばないこと。ただし、保護者など寄職員の許可を受けた場合はこの限りでない。
- (7) 寄の施設設備は丁寧に取り扱うこと。
- (8) 共用スペースの後片付け、寄生の居室の整理は責任をもって行うこと。
- (9) 寄生の居室は、日常的に清掃を行い常に清潔に保つこと。
- (10) 食事は、所定の時間内に済ませること。